

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1003010	道州制北海道スタンダード 歳入徴収金回収プロジェクト		<p>始めに、滞納者は税を始め給食費、公営住宅料、水道料等も滞納している多重債務者が多く、滞納者の納付意識は民間債務を優先とし、町債務への支払意識は低く、とりわけ町外に転出すると「逃げ得」の意識が強くなっている。</p> <p>1. 現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。</p> <p>①税債権は自力執行権により町が執行機関として実施</p> <p>②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起</p> <p>2. これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分の手法を自由に選択できるよう改正を提案します。</p> <p>【具体的に対象とする債権名】</p> <p>①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入湯税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金</p> <p>②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、町営住宅使用料、し尿汲み取り手数料、幼稚園保育料</p> <p>【法の整備】共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化</p>	<p>税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。</p> <p>1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別で有るも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で発行している。</p> <p>2. 現行法では滞納者が発生すると、次の滞納処分をしている。</p> <p>【下水道料は①の自力執行権で預貯金調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。</p> <p>3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しながら訴訟のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税（預貯金口座調査の限界と金融機関費用増加）をなめるも、裁判は怖い。</p> <p>4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公平感の確保を図るため提案するものです。</p>	新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省	
1007010	定期借地権付太陽光発電住宅 団地の推進事業		<p>20ha以上なければ許可とならない市街化調整区域における土地開発を、地球環境保護や良好な住環境確保に関する条件を満たした場合、1haからでも住宅が建設できるよう許可する。</p> <p>・1ha以上の定期借地権付住宅団地</p> <p>・各戸は太陽光発電4KWhを設置</p> <p>・土地100坪以上、建物延40坪以上の住宅建設というゆとりのある住環境</p>	<p>地球環境を保全し、後世へ引き継ぐことは我々の責務であり、京都議定書にも書かれている二酸化炭素の削減目標達成のためには、身近なことから始める必要がある。</p> <p>一方、農地については、従事者の高齢化が進んでいるが、市街化調整区域では他の用途への転用は非常に困難で、耕作放棄地となる恐れが高まっている。</p> <p>また、個人の住宅建設にあたっては土地代金の支払いがネックであり、低所得者層は借家せざるを得ない状況にある。</p> <p>このため、一定の要件を満たす開発に限って、市街化調整区域における土地開発を認めるよう規制緩和することにより、国が実施すべき地球温暖化防止、耕作放棄地対策、低所得者層への良好な住居の提供を図る。</p> <p>ひいては、住宅購買意欲の高まりによる地域経済の活性化に繋がると考える。</p>	個人	愛媛県	国土交通省	

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1071010	市街化調整区域での介護事業所要件の緩和		1000㎡以上の大規模通所施設の場合、市街化調整区域であっても介護事業所が併設できるようにしていただきたい。	市街化調整区域での介護事業のうち「通所に限る」の規制を解除し、「2種社会福祉事業が可能」と緩和していただきたい。市街化調整区域で実施可能な福祉事業が、通所に限られていることで施設の持つ機能を発揮できない状況であります。この規制を解いていただき施設の持つ可能性を引き出したい。1000㎡を超える大型の介護福祉事業は事業所の営利のみにとどまらず、その地域への福利厚生に大きく寄与する能力と使命を有しております。これらの施設を有効に運用するためには多種多様な人員の関わりが必要であり、通所以外の事業所も併設する事が不可欠であります。		有限会社グッドライフ	岡山県	国土交通省
1022010	茅葺き屋根等の不燃材料以外の屋根材使用要件の緩和		建築基準法25条により大規模の木造建築物の場合、延べ面積（同一敷地内に2以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計）が1千㎡を超える木造建築物等は、その屋根の構造を不燃材料としなければならないが、防火設備の整備等で不燃材以外の材料でも可能とする。また、建築基準法22条指定区域以外で、県条例等で特殊建築物の屋根の構造を不燃材料と規定する場合も、同様な防火設備の整備等により茅葺き等の材料でも可能とする。	昔ながらの茅葺き屋根を持つ宿泊施設を中心とした新しい観光事業を計画している。 提案理由：計画地である山形県戸沢村は自然豊かな山間の村であり、村のほぼ中央を日本三大急流の一つである最上川が東西に貫いている。「最上川舟下り」を柱とした観光産業も減衰を辿っている中、新たな観光施設による集客増加が不可欠であり、観光事業の拡大が周辺地域に与える影響も大きく、地域の活性化に繋がるものと考えます。又、「日本のふるさと」を映し出す施設として、伝統的な茅葺き民家を本物の姿で復元する事が、効果を発揮し目的が達成できるものである。 代替措置：計画地には民家などが一切無いので、火災時でも延焼による第三者への影響は無いと考えますが、放水銃消化設備を設置し自衛消防隊による消化活動で対応する事とする。		株式会社 丸高	山形県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1018010	マンション付属駐車場の階数 制限の緩和		建築基準法に規定されているマンションの付属駐車場の「階数」について、「防災」と「環境」「景観」の観点から、一定の要件を満たした場合、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域における、「2階」までの規定を「3階」まで建築できるように緩和し、3階部分を延べ面積から控除するもの。	<p>提案内容) 下記の条件を満たした場合、マンション付属駐車場(自走式)の階数制限を「2階まで」から「3階まで」とし、当該3階部分は延べ面積から控除する。</p> <p>条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①3階の屋根部分に車を駐車しない構造とすること。</li> <li>②3階の屋根部分に緑化をすること。</li> <li>③洪水、津波時には誰もが3階の屋根部分に避難できるような構造とし、地域または尼崎市と協定を締結すること。</li> </ol> <p>定量効果は、防災対策としては全市民46万人、環境改善としては真夏時表面温度20℃抑制(添付資料②参照)など</p> <p>提案理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①尼崎市は、市域の1/3が「海抜ゼロメートル地帯」であり、また市境界東部の猪名川水系、西部の武庫川の氾濫時には市域のほとんどが0.5m未満から5m以上の範囲で浸水する。近年でも昭和58年の台風10号や平成16年の台風23号によりこれらの河川が警戒水位を超え、流域に多大な被害が発生した。また今後予想される大地震時の津波の危険性に備える必要がある。</li> <li>②尼崎市では民間事業者の協力により2か所の「津波避難ビル」がある。</li> <li>③阪神大震災の被災都市であり、災害に対する危機管理が求められている。</li> <li>④「2階」建てのマンション付属駐車場のほとんどが2階の「屋根」部分にも駐車し「3段」として利用されている。</li> <li>⑤マンションの上部から見下ろした場合、車の屋根とコンクリートの車路が見えることとなり、景観的にも良いとはいえない。</li> <li>⑥車や車路からの「照り返し」がヒートアイランド現象を引き起こしている一因と考えられ、「見える屋上緑化」により地球温暖化対策と景観の向上につながる。</li> <li>⑦民間開発に地域貢献を求めることにより建設時、建設後の地域との融和、コミュニティの共通化を図ることができる。</li> </ol>		尼崎市	兵庫県	国土交通省
1042010	四号木造建築物について構造計算適合性判定の緩和(倉敷木造特区)		現行法で限界耐力計算によって安全性の証明を義務付けられている木造建築物(建築基準法第六条第四号に該当するものに限る)一定の条件を満たしている場合には、確認申請時に県指定の審査機関による構造計算適合性判定を行わない。	<p>伝統構法による木造建築を建てやすくすることで、国際的に通用する町並みの構築を目指す。昨年度の建築基準法改正によって四号規模(2階建て以下、床面積500㎡以下、高さ13m以下、軒の高さ13m以下)であっても、限界耐力計算により安全性の証明をする木造建築物は二号ルート(大規模な建築物)での構造計算適合性判定が求められ、費用と時間と手間が膨大に掛かり、新築が非常に困難な状況である。そこで、市独自で安全性の判定を行い国際的に通用する美しい町並みを形成すべく、伝統構法による良質な木造建築を建てやすくする。</p> <p>提案理由:倉敷は国内外を問わず伝統的な木造建築や町並みで知られるまちである。伝統的建造物保存地区を含む美観地区は貴重な財産であり、観光資源でもあり、市民のアイデンティティーでもある。しかしながら、現行法下では美観地区と同じような伝統構法による木造は建築が困難であり、住宅はもとより、町並みも倉敷らしさを形成できないというジレンマに陥っている。審査機関によるルート2の構造計算判定を行わないことで、小規模な住宅では建築主が負担する膨大な費用や時間が軽減され、倉敷市全体で美しい町並み形成や良質な木造住宅の新築に繋がりを、結果として観光都市倉敷の価値を上げる。</p> <p>代替措置:構造計算適合性判定機関では審査を行わないが、安全性を確保するため、市独自の手法で限界耐力計算を含む建築計画を審査する。</p>		個人	岡山県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1059010	歩道等における自転車等駐 車器具の占用許可基準・構造 要件の緩和(着脱式の自転車 等駐車器具等の可能化)		「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」では、自転車等駐車器具の構造等について「固定式」とされているところであるが、「十分な安全性及び耐久性を具備したものである」として、イベント時等において着脱可能な方式によるものでも占用許可の対象とする。	松山市大街道商店街(道路幅員15m、延長450mの市道:市道全体がアーケード、終日歩行者専用道路)において、まちづくり会社や商店街振興組合等が、日常の放置自転車対策を図るために自転車等駐車器具を占有する場合には、同商店街では、歩行者空間を利用した春・夏のまつりの大行列・野球拳おどり、土曜夜市、俳句甲子園大会等各種イベントも実施されていることから、イベント時における歩行者等の安全で円滑な通行を確保するため、駐車器具等の構造について、現行規制の「固定式」限定から、イベント時には取り外して移動・収納できる着脱可能なものでも可能とする。 これにより、㈱まちづくり松山(中央商店街4振興組合、市、商議所等が出資するまちづくり会社)等が道路占用許可を得て駐車器具を設置し、放置自転車対策を図るとともに、地域と一体となったイベントも継続し、市民憩いの場として賑わいと活力のある中心商店街を目指す。 大街道商店街を含む中央商店街(総延長約1km)は、四国有効のアーケードモールで、松山市中心市街地活性化基本計画(H14.3)で、商業等活性化重点地区に位置づけられ、中小企業庁の「がんばる商店街77選」にも選ばれている。また、㈱まちづくり松山は、アーケード内の道路空間を活用した映像発信に取り組み、経済産業省の「道路空間活用まちづくりモデル構築事業」のモデル事業にもなっている。また、大街道商店街では、土曜夜市(参加者約10万人)や松山まつり、野球拳おどり、俳句甲子園など各種イベントも実施されている実績がある。 一方、当該地区は、自転車等放置禁止区域に指定され、歩行者専用道路でもあるが、放置自転車も多く、歩行者の安全性が低下している。		㈱まちづくり松 山、松山市	愛媛県	国土交通省
1035010	コンプライアンスに優れた輸 送業者と荷主とが協働して特 定経路で特定貨物を輸送する 場合の特殊車両通行許可申 請の簡素化		現行は許可制である特殊車両の通行について、輸送安全面でコンプライアンスに優れた特定の輸送業者と荷主とが協働して、重要港湾及びその港湾区域に繋がる特定の申請経路のうち、国管理の重さ指定道路及び高さ指定道路において、当該経路を通行する特殊車両用として道路管理者が新たに指定する車両制限値(幅、長さ、高さ、重さ等)の範囲内で、当該荷主に係る貨物を積載する車両を通行させようとする場合には、これを届出制とする。	現行許可制度は、手続きが煩雑で繰り返しのものが多く、また緊急輸送が必要な場合には対応できないなど、物流の効率化を阻害している状況にある。そこで、許可上の考慮条件(道路構造の保全・交通の危険防止)を踏まえた本提案の実施により、安全性を確保した効率的な物流システムを構築することで、京浜港から常陸那珂港を活用するよう物流をシフトさせ、特区内での更なる物流ネットワーク化を促進してまいりたい。まず、道路構造の保全への影響については、本提案のルートが、「①重さ・高さ指定道路」を想定しているため、他の道路と比較して少ないものと考えられる。次に、交通の危険防止の点については、安全輸送を重視し、「②実施主体をコンプライアンスに優れた者に限定」している。例えば、輸送業者は道路法又は貨物自動車運送事業法に基づく指導取締又は行政処分を一定期間受けていない者等を、荷主は特定の港を定期的に利用して製品の輸出等を行い、「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」(H19・国土交通省)等に基づき当該輸送業者と協働して安全確保策を講ずる者等を想定している。さらに、上記①・②の場合において、許可者の道路管理者が本提案で想定した輸送重量物等に対応した当該特殊車両の制限値を新たに指定することで、当該経路での安全な輸送可能範囲が明示されるとともに、当該車両ごとに原則必要な許可申請が省略可能となる。なお、当該輸送に当たっては法令遵守事項を履行するほか、実施期間中に道路・交通状況の変更が生じた場合には、実施主体が協力して、直ちに道路管理者と協議等を行い、輸送内容を確認するなどして安全輸送に努めてまいりたい。		(株)小松製作所 真岡工場、日立 建機ロジテック (株)、(社)茨城 県トラック協 会、茨城県	茨城県、栃木県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1045010	ISO規格20フィートコンテナへの最大積載輸送時の内外格差の是正		外貨では17.5t付き2軸トラクター+3軸トレーであれば軸重10tを超えても30.48tまで積載・輸送可能(この場合の軸重制限は11.5t)だが、内貨では同条件での輸送が認められていない。内貨についても外貨と同様に30.48tまで輸送できるように、軸重制限の規制緩和を願いたい。	道路の構造保全、交通の危険の防止、車両の安全性の観点からは、同条件で輸送する限り、内貨と外貨の差はないものと考えられる。内貨と外貨で輸送規制が異なることで別々の輸送車両を準備する必要があり、負担が大きく国際競争力の阻害要因となっている。また、輸送効率の向上により輸送車両数を抑制することが可能となり、CO2削減、事故のリスク低下にも繋がる。		石油化学工業協会	東京都	国土交通省
1010010	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加		癌等の特定疾患の患者に対し、緊急で長距離の訪問診療を行う必要がある場合、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を、緊急自動車として指定する。	死因の一位を占める癌を含め、政府は自宅での終末期医療を推進している。癌の終末期は癌性疼痛、呼吸困難などの多様な症状が突然出現する頻度が高いため、昨今は緩和医療専門の医師が対応するようになっている。緊急に対処すべき症状が出現する頃には、患者の搬送すら危険となっている場合が多い一方で、緩和医療の経験豊富な医師は少ないため、医師が極めて遠方の患者に対して訪問診療を行っているのが現状である。本提案は、緩和医療の経験豊富な医師が遠距離の癌を含む特定疾患の患者に対し、緊急に訪問診療を行う必要がある場合に限って、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車として指定するものである。		医療法人陽気会 在宅ホスピス ちの木	栃木県	警察庁 厚生労働省 国土交通省
1014010	乗合タクシー要件の緩和		一般乗合旅客運送事業の区域運行を行う場合、路線定期運行との整合性が必要との規制を緩和する。また、当該事業用自動車について、乗合事業と乗用事業(タクシー)との相互流用ができるように規制を緩和する。	地域の足として、乗合タクシーを活用することによって、安価で便利な公共交通を整備する。地方では、自家用車の普及とともにバスや鉄道などの公共交通が撤退あるいは縮小され、高齢者や障害者などの移動制約者にとっては、通院等にも不便を来している。バスとタクシーの間モードである「乗合タクシー」を普及させていくことが、利用者と事業者双方にとってメリットがあることだと考えている。 提案理由 ある病院から、患者に対しての安価な乗合タクシーでの送迎を依頼され、九州運輸局に相談した。地域のニーズというより個別のニーズであるため、地域公共交通会議にかけるにはふさわしくないため、「明らかに路線定期運行との整合性をとる必要があるか」が認可の要件になった。周辺のバス路線を調査した結果、その要件は満たすことができる可能性が見えたが、タクシーを乗合事業に流用することができないという規制のために断念した。当該病院は、結局、自分でワゴン車を購入して無償運送するということになった。 自家輸送の普及よりも、現有のタクシーを有効に活用できるような規制の緩和が必要である。		有限会社三ヶ森 タクシー	福岡県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1027010	福祉有償運送における認定 講習要件の緩和		認定講習を受けるための負担を軽減するための規制緩和	<p>当市の区域面積は347.11km<sup>2</sup>、少子高齢化が急速に進行する中、平成20年3月末の高齢化率は31.32%であり全国平均を大きく上回っています。また、市域が広域で中山間地域が多く、市街地を除いては、民家からバス停・駅などへ遠く、生活交通の確保が大きな課題であります。</p> <p>このような状況の中、本市においては、NPO法人が高齢者・障害者の外出支援のために福祉有償運送を行い、生活交通の確保のために補完的な役割を果たしております。</p> <p>この福祉有償運送の運転者はボランティアであり、その数は96名であります。</p> <p>運送主体のNPO法人は旧道路運送法第80条により福祉有償運送の許可を受けておりますが、道路運送法改正による許可制から登録制への移行後の更新申請を行うために受講が義務付けられている認定講習が時間的な面・経費的な面などから負担となっております。</p> <p>講習時間につきましては、トータル約8時間、旧道路運送法第80条の許可を受けた時から運転に従事していた運転者でも約4時間の講習が必要となっており、講習機会も少ない中で、96名のボランティアが受講することが大変負担です。</p> <p>高齢者・障害者が福祉や医療サービスを受けやすくなり、住み慣れた地域で安心して生活できることにつながる福祉有償運送は、本市にとってなくてはならないものです。</p> <p>旧法許可時からNPO法人自らが警察署等を招き講習を行っておりますので、これらの講習も勘案した中で、講習要件について規制の緩和が図られるよう提案いたします。</p>	綾部市	綾部市	京都府	国土交通省
1033010	自治体補助による自家用無償運送特区		自家用車（白ナンバー）を使用して無償運送を行う市町村社会福祉協議会やNPO等に対して、地方自治体が、その運送に要する経費を支援する場合、その支援を「運送の対価」とみなさない運用を求める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐賀県では、今年度から、高齢者等の交通弱者の身近な移動手段を確保するため、佐賀県地域交通支援モデル事業を公募により実施している。</li> <li>・公募の結果、市町村社会福祉協議会やNPOによる「無償運送」が数件提案されたが、これらは、社協等が通所介護事業等に使用している車両を間合い使用し、有償ボランティアを募って、高齢者等の通院や買物等に必要な移送サービスを行うものであり、利用者から直接運賃を収受するものではない。</li> <li>・しかしながら、モデル事業の試験運行期間中を除き、本格運行時において、県や市町村が無償運送を行う社協等に対して、その運送に要する経費を支援する場合は、「運送の対価」を収受したとみなされ、道路運送法に抵触するとの指摘がなされている。</li> <li>・運送契約は民法上の請負契約と解され、請負契約は「利用者」と「運転手（事業者）」との間の契約に基づき成立するが、無償運送の場合も同じく無償の請負契約が成立したものと解することができる。したがって、補助者となる県又は市町村は当該運送行為に関し第三者の立場にある。</li> <li>・仮に第三者からの補助に関して有償性が問われるとしても、県又は市町村が補助事業の目的を達するために交付する補助金の性格からすれば、実質的には市町村が実施主体となって無償運送を行う場合と事業目的は同一であり、同等の運用を行っても差し支えないものとする。</li> </ul> <p>(別紙事業内容書あり)</p>	佐賀県	佐賀県	佐賀県	国土交通省

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
1080010	過疎地域における移動制約者を対象とした自治会等による有償運送事業に係る道路運送法上の登録要件の特例制度創設		<p>地理的・社会的条件から交通条件が著しく低下し、高齢者等移動制約者の通院等生活に支障が生じている過疎地域における過疎地有償輸送については、次の通り見直ししていただきたい。</p> <p>○道路運送法にかかわらず自治会等も過疎地有償輸送の主体として認めること。</p> <p>○地域の生活交通維持対策の必要性から、市町村の総合的判断によることとし、運営協議会の開催は不要とすること。</p>	<p>【具体的事業の実施内容】</p> <p>○定期バス路線等のない過疎地域の高齢者等移動制約者を対象として、自治会等が通院や買い物等のために有償輸送ができれば、山間地域の集落にあっても生活を維持することができる。</p> <p>【提案理由】</p> <p>1. 過疎地域の現状と課題</p> <p>○過疎地域では、市町村が代替バスを運行してきたが、厳しい財政状況により、交通空白地域・不便地域が発生し、通院・買い物等もできないなどの問題が発生している。</p> <p>○このため、生活交通を支えるための対策の実施が緊急の課題となっている。</p> <p>2. 市町村を中心とした生活交通対策の必要性</p> <p>○過疎地域の住民生活を守る観点から、市町村では過疎バスやダイヤモンドバスを運行しているが、運行回数等に限界がある。</p> <p>○このため、この補完的措置として、自治会等が高齢者等移動制約者を対象とした輸送活動を行う必要性が高まっている。</p> <p>○公表した島根県のポスト過疎法に向けた提言においても必要性を取り上げている。</p> <p>3. 制度見直しの必要性</p> <p>○現行の道路運送法は、過疎地域においてNPO法人等が有償輸送を新たに行おうとする場合に、運営協議会を開催し、タクシー事業者との利害調整を行う制度である。</p> <p>○このため、市町村が中心となって自治会等と共同して地域生活交通維持対策として積極的に取り組む場合の特例措置を新たに創設する必要がある。</p>		島根県	島根県	国土交通省
1079010	地域限定通訳案内士の範囲拡大		<p>地域限定通訳案内士制度について、活動範囲の限定を都道府県単位から広域的な地方ブロックの範囲に拡大する。また、試験実施主体についても、広域組織を含めることとする。</p>	<p>外国人観光旅客の訪問ルートは複数の県に及ぶのが一般的であり、九州を着地とする旅行商品も訪問地が1つの県で完結するものは皆無に等しい。このため、平成19年度から活動範囲を都道府県単位とする地域限定通訳案内士試験が実施されるようになったが、外国人の旅行実態と合っていないのが現状と思われる。国際観光テーマ地区を構成する複数都道府県の合同試験実施も可能であるが、地理・歴史等の試験を県数分受験しなければならず、受験者にかかる負担も大きい。そこで、九州は7県で国際観光テーマ地区を構成しており、九州島内で完結する旅行商品も多く発売されていること、広域的な地方ブロックとしてエリアが明確に認識できることから、地域限定通訳案内士について「都道府県」を「九州」と読み替えて実施できるよう、柔軟な制度運用を検討いただきたい。</p>		九州観光推進機構	福岡県	国土交通省